

## 保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する2008年2月25日の法律 (Loi n° 2008-174) について

井上, 宜裕  
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/19419>

---

出版情報 : 法政研究. 77 (4), pp.211-229, 2011-03-10. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答  
責の宣告に関する二〇〇八年二月二五日の法律  
(Loi n° 2008-174) 220207

井上 宜裕

はじめに

I 保安監置・保安監視

一 制度概要

二 議論状況

II 触法精神障害者に対する保安処分

一 制度概要

二 議論状況

結びに代えて

はじめに

フランスでは、近時、再犯防止策として、性犯罪者全国情報データベースの創設<sup>(1)</sup>、社会内司法監督<sup>(2)</sup>、司法監視<sup>(3)</sup>、移動型電子監視の導入等<sup>(4)</sup>、さまざまな保安処分ないしは保安的措置が講じられている。そのような中、二〇〇八年には、新たな保安処分の導入を内容とする立法が行われた。それが、保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する二〇〇八年二月二五日の法律 (Loi n° 2008-174 du 25 février 2008 relative à la rétention de sûreté et à la déclaration d'irresponsabilité pénale pour cause de trouble mental) である<sup>(5)</sup>。

本法をめぐっては、憲法院で遡及適用の可否が問題とされた。二〇〇八年二月二一日憲法院裁決は、保安監置は刑罰ではないが、個人の自由に対する重大な侵害を構成するので遡及適用しえないとして、保安監置の遡及適用に関する規定は憲法に適合しないと判示した。従って、新法は、新法施行後に犯された犯罪について、新法施行後に有罪判決を受けた者にのみ適用可能となった。しかし、他方で、保安監視は、遡及適用可能とされている<sup>(7)</sup>。この点については、後述のとおり、保安監置に関して即時適用可能な場合

があるとの指摘もある。

本稿では、この立法の内容をその後の改正も含めて紹介し、学説の議論状況を手がかりとして、これに検討を加える。以下では、まず、保安監置<sup>8</sup>及び保安監視について検討し、次に、触法精神障害者に対する保安処分を扱うことにする。

## I 保安監置・保安監視

### 一 制度概要

#### 1 保安監置

刑訴法第七〇六―五三―一三条第一項によれば、保安監置は、「刑の執行終了時に行われる対象者の状況の再調査によって、対象者が、人格の重大な障害を被っているために、累犯の非常に高い蓋然性によって特徴づけられる特別な危険性を呈していることが証明される場合」に、刑の終了後、例外的に取られる措置とされる。その内容は、対象者の社会的医療的司法的保安センターへの収容であり、そこでは、対象者に、この措置の終了を可能にするための医療的、社会的、心理的ケアが常時提供される（同条第四項）。

対象犯罪は、未成年者を被害者とする、謀殺、故殺、拷

問、野蛮行為、強姦、略取、または、監禁の重罪（刑訴法第七〇六―五三―一三条第一項）、成人を被害者とする、謀殺、加重的故殺、加重的拷問、加重的野蛮行為、加重的強姦、加重的略取、加重的監禁の重罪である。二〇一〇年の改正（Loi n° 2010-242）で、これに、累犯で、故殺、拷問、野蛮行為、強姦、略取または監禁の重罪が犯された場合が追加された（同条第二項）。いずれの犯罪についても、一年以上の懲役で有罪判決を受けた場合に限り、保安監置の対象となりうる。

保安監置の前提として、重罪法院が有罪判決に際して明文でもって、有罪判決を受ける者が刑の終了時に保安監置のために行われる再調査の対象となりうる旨を規定しておく必要がある（刑訴法第七〇六―五三―一三条第三項）。

保安監置の決定手続について、まず、釈放一年前までに、保安処分学際的委員会<sup>9</sup>によって、対象者の危険性の調査が行われる（刑訴法第七〇六―五三―一四四条第一項）。

保安処分学際的委員会は、対象者に特別な危険が存すると判断した場合であっても、さらに、性的または暴力的犯罪者全国データベースへの登録から生じる義務、並びに、社会内司法監督または司法監視の枠内で宣告されうる治療命令または移動型電子監視から生じる義務が、第七〇六

一五三―一三条に挙げられた重罪の実行を予防するのに十分と思量される場合で、かつ、この監置が、その蓋然性が非常に高い上記犯罪の実行を回避する唯一の手段を構成する場合でなければ、対象者が保安監置の対象になることを提案しえない(刑訴法第七〇六―五三―一四条第三項)。

保安監置の決定権者は、管轄地の保安監置地方裁判所である。この裁判所は、控訴院長に指名された控訴院裁判長一名と裁判官二名(任期三年)で構成される(刑訴法第七〇六―五三―一五条第一項)。

保安監置決定は、保安監置中央裁判所への上訴の対象となりうる。保安監置中央裁判所は、破毀院院長によって指名された破毀院裁判官三名(任期三年)で構成される(刑訴法第七〇六―五三―一五条第六項)。中央裁判所の決定は、破棄申立の対象となりうる(同第七項)。

保安監置の期間は、一年で(刑訴法第七〇六―五三―一六条第一項)、第七〇六―五三―一四条の条件が常に充足される限りで、同一の期間更新されうる(同条第二項)。従って、更新回数に制限はない。

保安監置に付された者は、保安監置の終局決定から三ヶ月経過後、保安監置地方裁判所にこの措置の終了を請求することができるが、この裁判所が請求を受理してから三ヶ月の

期間内に決定を下さなかった場合、監置は自動的に終了する。請求棄却の場合、他のいかなる請求も三ヶ月経過前には提出しえない(刑訴法第七〇六―五三―一七条第一項)。この裁判所の決定は、上訴の対象となりうる(同条第二項)。刑訴法第七〇六―五三―一四条の条件が充足されなくなった場合、保安監置地方裁判所は、直ちに保安監置が終了する旨の命令を職権で行う(同法第七〇六―五三―一八条)。

## 2 保安監視

保安監視は、保安監置が延長されない場合、または、第七〇六―五三―一七条もしくは第七〇六―五三―一八条の適用において保安監置が終了する場合で、かつ、対象者が第七〇六―五三―一三条で挙げられた犯罪を行う危険を呈している場合に、保安監置地方裁判所の決定に基づいて行われるものである(刑訴法第七〇六―五三―一九条第一項)。

保安監視の期間は二年<sup>(10)</sup>(刑訴法第七〇六―五三―一九条第一項)で、同一の条件において、かつ、同一の期間、更新されうる(同条第二項)。保安監置と同様、保安監視も更新回数に制限はない。

保安監視に伴う義務は、刑訴法第七二三―三〇条に挙げ

られた司法監視の枠内で定められた義務であり、とりわけ、公衆衛生法第七七一―七二―一条ないし第七七一―七二―五条によって規定される治療命令、並びに、本法第七六三―七二―一条及び第七六三―七二―三条によって規定された条件における移動型電子監視と同様の義務を含む（刑訴法第七〇六―五三―一九条第一項）。

保安監視決定に対する上訴、解除請求については、保安監置の場合と同様である（刑訴法第七〇六―五三―一九条第一項）。

保安監視対象者の仮収容について、対象者による義務違反によって、第七〇六―五三―一九条で挙げられた犯罪の一つを改めて実行する非常に高い蓋然性によって特徴づけられる特別な危険を改めて示していることが明らかになる場合、保安監置地方裁判所の長は、緊急の場合、社会的医療的司法的保安センターへの仮収容を命じることができ、この収容は、遅くとも三ヶ月以内に、保安処分学際的委員会の肯定的な意見の後、第七〇六―五三―一九条に従って判断する保安監置地方裁判所によって承認されなければならない、承認がなければ監置は自動的に終了する。この承認決定も上訴の対象となる（刑訴法第七〇六―五三―一九条第三項）。また、保安監視は、保安監置後だけでなく、一定の場合、

司法監視下の者や社会内司法監督下の者にも命じられる。司法監視または社会内司法監督が刑訴法第七〇六―五三―一九条に列挙された犯罪の一つにつき一五年以上の懲役刑で有罪判決を受けた者に対して宣告された場合、保安監置地方裁判所は、対象者を二年間の保安監視に置くことで、司法監視または社会内司法監督の制限を超えて、対象者の義務の全部または一部を延長する決定をすることができる（刑訴法第七二三―三七条及び同第七六三―八条）。

## 二 議論状況

保安監置・保安監視制度の評価は、大きく分かれる。好意的な論者は、PRADELである。PRADELによれば、「刑法学者は現実主義者でなければならぬ。刑法は、社会の保護にも資するのであり、この場合、立法者が犯罪者に対して保証を惜しんだとはいわれないであろう」とされる。保安監置をかつての社会防衛論への逆戻りとする見解<sup>(11)</sup>に対しても、PRADELは、今回の立法による保安監置には、社会防衛の観点に基づく犯罪者の一時的排除の手段という側面だけでなく、医学的、社会的、心理学的ケアの手段という側面もあり、排除目的でしか保安監置を考えなかつたイタリア実証学派とは異なると主張する<sup>(12)</sup>。

これに対して、比較的多くの論者は、保安監置・保安監視制度の問題点を多岐にわたって指摘する。

まず、刑法第七〇六・五三・一三条第一項が規定する保安監置の例外性について、そもそも保安監置が例外的措置といえるかが論難されている<sup>(14)</sup>。DANETによれば、刑法第七〇六・五三・一三条第一項のいう「例外性」は、地裁による保安監置決定の段階でのみ効果をもたらうるもので、「再調査」の決定については、頻発される恐れがあるとき<sup>(15)</sup>。HERZOG-EVANSは、「我々の実定法は、原則になった例外、例外になった原則に満ちあふれている。他方で、例外性は、保安監置のみを対象としており、保安監置が不可能な場合に逆に正当にこれを引き継がなければならぬ保安監視を対象とはしていない<sup>(16)</sup>」とした上で、さらに、「一旦原則が確立されると、次にその適用領域を拡大するのは容易である。他の犯罪を参照させ、宣告刑の限界を下れば足りるのであろう。このような事後の拡張が議論されることなくまたメディアの関心を引くこともないのは経験が示している<sup>(17)</sup>」として、例外性が限定的機能を果たしえない概念であることを指摘する。

次に、これらの保安処分を中心に位置づけられる危険性概念について、危険性というこの概念が真に実用に供しう

るものなのか、蓋然性が自由剝奪を十分に根拠づけうるのか<sup>(18)</sup>といった疑問が呈されている。BONFILSは、「保安監置の主要な基準を最終的に構成するのは、危険性という実証主義者の概念であり、この概念は漠然かつ曖昧であるという不都合を示す<sup>(20)</sup>」とする。LAVIELLEも、「累犯の非常に高度な蓋然性によって特徴づけられる特別な危険性<sup>(19)</sup>」について、誰が非常に高度な蓋然性を知ることができなのか、高度な蓋然性とはどの程度をいうのか、五〇%、七五%、九〇%以上なのかと述べている<sup>(21)</sup>。

また、保安監置の法的性質について、MAYAUDは、「予防が拘禁の形態を取りうることを認めるのは、実際、刑を延長することであり、元来この措置が不定期性を有することに鑑みれば、際限なく刑を延長することではないのか<sup>(22)</sup>」と主張して、刑法の基本原理との抵触を問題とし、他方、保安監置の刑罰による正当化について、DANETは、「一方の刑罰が他方のそれに続く監置を正当化する。しかし、ある犯罪に対するある刑罰の宣告が、可能な保安処分を条件づけるとしても、この宣告は法律上、保安処分を生成するには十分でない<sup>(24)</sup>」として、刑罰の宣告による保安処分の正当化の限界を指摘する<sup>(25)</sup>。LAVIELLEは、結局、懲役刑を受けた後、保安監置で拘束され、その後、保安監視

の名の下に監督されることになれば、「監視の終身性について疑う者は誰もいない」とする。<sup>(26)</sup>

そもそも保安監置の決定が裁判官による判断といえるのかについても批判が向けられる。例えば、「保安監置は、決定を下す条件そのものに起因する特別な困難を提起する。決定を下すことが裁判官の手中にあるというにはほど遠い」とされる。<sup>(27)</sup> さらには、刑終了時に宣告される保安監置裁判所の決定に関して、「この決定において、実際、裁判官に真の役割を果たす余地が残されているか否かは問われ得てしかるべきである。事実上、この保安裁判所が、二人の鑑定人の評価及び鑑定の下に下される学際的委員会の意見に従わないことは可能であろうか。『再犯のきわめて高い蓋然性』という形で表現される、保安監置に肯定的な意見に対して、これに従わないという（メディア的、政治的、職業的）危険を冒しうる裁判所がここで想像されるか。……拒否の決定は、非常に困難であろう」とされ、裁判官が独自の判断を下すことは事実上困難であると指摘されている。<sup>(29)</sup>

その他、保安監置・保安監視と他の制度との関係があまりにも複雑であるという点<sup>(30)</sup>や保安監置の目的自体の不条理さ（保安監置を終了させるための保安監置<sup>(31)</sup>）も批判の対

象となる。<sup>(32)</sup>

最後に、保安監置の適用場面について、注意しなければならない点がある。保安監置の遡及適用については、上述のとおり、憲法院で否定されたが、規定を詳細に検討すると保安監置が遡及的に適用される場合がありうる。保安監置が命じられる場合には、次の三通りがある。①刑終了後の收容（刑訴法第七〇六・五三・一三条ないし第七〇六・五三・一五条）、②保安監置後の保安監視における義務違反に起因する保安監置（刑訴法第七〇六・五三・一九条第三項）、③司法監視または社会内司法監督後の保安監視における義務違反に起因する保安監置（刑訴法第七二・三・三七条及び同第七六・三・八条、同第七〇六・五三・一九条第三項）。③の場合、法律の施行前に有罪判決を受けた者に対しても保安監置の適用が可能である。例えば、判決裁判所が刑訴法第七〇六・五三・一三条所定の犯罪につき一五年以上の懲役刑を宣告したが、保安監置を予告しなかった場合、この場合でも、行刑裁判所が司法監視の適用を決定し、保安監置地方裁判所が対象者を保安監視に付すことができる。そうすれば、保安監視から生じる義務の不履行の場合、保安監置が可能となる。

この点につき、PRADELは、「憲法院が保安監置の即

時適用に関する規定を有効と認めない場合のために、立法者がこのシステムを構想したと想像される。この対症療法は「巧妙」であるとして、保安監置の遡及適用にも好意的である<sup>(33)</sup>。この遡及適用は、ある意味で、保安監置及び保安監視とその他の監視制度の複雑な構造が生み出した事態であり、いずれにしても、明確性を欠くといわざるをえない<sup>(34)</sup>。

## II 触法精神障害者に対する保安処分

### 一 制度概要

従来、触法精神障害者に対する強制入院命令については、公衆衛生法第三二―三―一条に基づいて、「精神障害が治療を要し、かつ、その精神障害が人々の安全を危険にさらし、または、公の秩序に対して重大な侵害をもたらすものである場合」、県知事(パリでは警視總監)がこれを決定することになっている<sup>(35)</sup>。

今時の改正では、これに加えて、司法機関による強制入院命令及びその他の保安処分命令が可能となった<sup>(36)</sup>。

以下では、各裁判所の段階でどのように処理されるかを見ていく。

予審段階では、刑法第一二二―一条第一項【精神障害に

基づく責任無能力】を適用しうると思料するとき、予審判事は、その旨を共和国検事及び当事者に通知する(刑訴法第七〇六―一九条第一項)。この通知を受けて、共和国検事または当事者が重罪公訴部へ係属請求を行う(同条第二項)。その上で、対象者が非難される行為を行ったとする十分な嫌疑の存在を確認した後、刑法第一二二―一条第一項を適用する十分な理由があると思料する場合、予審判事は、重罪公訴部に係属させるため、手続の一件書類を共和国検事から検事長に送付するよう命じる(刑訴法第七〇六―一二〇条第一項)。なお、係属請求がない場合、予審判事は、対象者が非難される行為を行ったことを証明する十分な嫌疑の存在を示して、精神障害による刑事無答責の決定を下す(同条第二項)。

重罪公訴部は、①対象者が非難される行為を行ったとする十分な嫌疑が存在しないと思料するときは、予審免訴の決定を下し(刑訴法第七〇六―二三条)、②対象者が非難される行為を行ったとする十分な嫌疑は存在するが、刑法第一二二―一条第一項の適用がないと思料するときは、管轄を有する判決裁判所へ移送し(刑訴法第七〇六―一二四条)、③それ以外の場合には、精神障害による刑事無答責の決定を行う。③の場合、重罪公訴部は、対象者が非難さ



れる行為を行ったとする十分な嫌疑の存在、及び、対象者が行為時に弁識能力または制御能力を喪失させる精神障害の故に刑事無答責であったことを示した上で、私訴原告人の請求があれば、損害賠償請求について管轄を有する軽罪裁判所に事件を移送し、必要があれば、一つまたは複数の保安処分を宣告する（刑訴法第七〇六―一二五条）。

判決裁判所の段階で、精神障害による刑事無答責が問題となる場合の処理については、重罪法院の場合と軽罪裁判所の場合がそれぞれ考えられる。

重罪法院は、行為の実行に関する第一の質問及び刑法第一二二―一条第一項の適用に関する第二の質問に肯定的に回答する場合、精神障害による刑事無答責を宣告する（刑訴法第七〇六―一二九条）。その場合、重罪法院は、私訴原告人による損害賠償請求について管轄を有し（同法第七〇六―一二一条第一項）、必要があれば、一つまたは複数の保安処分を宣告する（同条第二項）。

軽罪裁判所では、刑法第一二二―一条第一項が適用されると思料されるとき、精神障害による刑事無答責の判決が下される。その際、対象者が非難される行為を行ったこと、及び、対象者が行為時に弁識能力または制御能力を喪失させる精神障害の故に刑事無答責であったことが示される。

軽罪裁判所は、私訴原告人による損害賠償請求について管轄を有し、必要があれば、一つまたは複数の保安処分を宣告する（刑訴法第七〇六―一三三条）。

宣告されうる保安処分は以下の通りである。

重罪公訴部または判決裁判所が精神障害による刑事無答責を宣告する判決を下す場合、「精神障害が治療を要し、かつ、その精神障害が人々の安全を危険にさらし、または、公の秩序に対して重大な侵害をもたらすものである場合」、公衆衛生法の定める施設への強制入院が命じられうる（刑訴法第七〇六―一三五条）。

また、重罪公訴部または判決裁判所は、軽罪に関しては一〇年、なされた行為が重罪または一〇年の拘禁刑に処される軽罪を構成する場合は二〇年を超えない範囲で、以下の保安処分を命じることができる。①当該犯罪の被害者との接触禁止、または、特定の人もしくは人的カテゴリー、特に、未成年者との接触禁止、②特定の場所への立入禁止、③武器の保持または携帯禁止、④特に指定された職業的または無償の活動の禁止、⑤運転免許の停止、⑥新たな免許の交付申請禁止を伴う、運転免許の取消（刑訴法第七〇六―一三六条第一項）。対象者がこれらの禁止に違反した場合、二年の拘禁刑及び三〇〇〇ユーロの罰金で処罰される

(但し、刑法第二二二条第一項が適用される場合を除く)。

## 二 議論状況

上述のとおり、強制入院命令に関しては、内容、要件等は従来の公衆衛生法上の強制入院と同一であり、入口が多様化したにすぎない。それ故、本法の解説においても、保安監置に力点が置かれ、触法精神障害者に対する司法機関による強制入院命令を取り上げ、これを問題視する者はほとんど見られない。例えば、PRADELによれば、この措置は厳格に枠づけられているとされ、肯定的評価がなされている。<sup>(37)</sup>

もつとも、危険性概念の不明確さを指摘する論者は存在する。<sup>(38)</sup>しかし、この指摘も、司法機関による強制入院命令に固有の問題点ではなく、司法機関が命令権者に含まれるようになったこと自体を論難しているわけではない。

他方で、被害者への配慮が随所に見られる点は、今回の改正の特徴といえる。この点、「改正は、主として、正義の要請を満足させ、被害者の苦痛の認識という要請を満足させることに向けられており、それが、刑事無答責の決定に際して、犯罪を証明しうる十分な嫌疑の存在とその行為

者の特定が示されなければならない理由である」との解説がある。<sup>(39)</sup>

むしろ、批判は、強制入院以外の他の保安処分に向けられる。BONFILSによれば、「これらの措置はいずれも、既に、他方で、(補充) 刑または刑の適用形態とされているもので、その定義上、当事者が刑事無答責である本件では宣告されえないものである。ここでは、これらの『措置』の不遵守が、行為者を真の刑罰(二年の拘禁刑及び三〇〇〇ユーロの罰金)にさらし、さらには、刑法第一三一六条の規定に従って、(代替)『刑』として宣告される同様の禁止にさらすことになる以上、一層問題は明らかである」とされている。<sup>(40)</sup>

## 結びに代えて

以上、「保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する法律」の内容及びそれに関する評価について見てきた。

まず、触法精神障害者に対する強制入院命令について、司法機関によって命じられる強制入院も内容、基準等は従来の公衆衛生法上の強制入院と同一であり、今時の改正は

単なる入口の多元化にすぎないともいえる。それ故に、触法精神障害者に対する強制入院を司法機関が命令することを論難する者はほとんど見られない。

しかし、司法機関が命令権者になる場合、同措置の保安的性質が強まることにならないかについては検討の余地がある。保安処分と言渡しの際、犯罪行為の十分な嫌疑の存在を認定することが前提とされている点も併せて考えらば、本改正によって同措置の保安的性質は強化されたと見ざるをえない。これらの点は、わが国で、心神喪失者等医療観察法上の指定入院の法的性質を考える際にも参考になろう。

次に、保安監置について、同制度を要件が厳格に法定された例外的最終手段として許容しうるかが問題となる。更新回数無制限の自由剥奪がもたらす権利侵害は著しい。さらには、その根拠が、現時点では確実な判定が不可能な再犯の（蓋然的）危険性に見いだされている点も同制度の致命的欠陥といえる。

もつとも、保安監置が他の保安的措置をはるかに凌駕するインパクトをもっている点是否定できない。この点を擲論して、「近時の全ての司法的監視よさらば！」と表現する者もいる<sup>(1)</sup>。

他方で、仮に、保安監置が終了したとしても、保安監視は継続しうる。保安監視は、移動型電子監視の義務を、従来の制限を超えて、更新回数無制限で課すものであって、そこから生じる権利制約は甚大である。保安監視の根拠も再犯の（蓋然的）危険性であり、保安監置と同様、この点には根本的な疑問が残る。保安監視の場合は特に、再犯防止にどこまで有効といえるか、その有効性にも疑義を差し挟む余地がある。

再犯防止は、各国共通の課題ともいえる。再犯防止のためにはさまざまな保安処分が導入されつつあるが、その有効性は必ずしも明らかではない。仮に、再犯防止に効果を有しうる手段であっても、不確実な判定によって、重大な権利侵害・制約が行われてはならないことはいうまでもない。GAUTRONがいうように、「安全と効率の追求は、いかにそれが正当でかつ必要であっても、基本的人権の保護を犠牲にしてまで主張されえない」のである<sup>(2)</sup>。

(1) 性犯罪者全国データベースの制度は二〇〇四年に創設され、翌年には加重事情を伴う殺人罪等にまで対象が拡大された。

(2) 社会内司法監督は一九九八年に性犯罪を対象に導入さ

れ、二〇〇五年には殺人罪等も適用対象となった。これは、判決裁判所によって言い渡される措置で、拘禁刑の終了後、刑罰適用判事の監督下で、再犯防止のための監視または援助措置に服するものである(刑法第一三二―三三六―一条以下、刑訴法第七六一―条以下)。

(3) 司法監視は、社会内司法監督が課される重罪または軽罪につき七年以上の自由剝奪刑を宣告された者に対して、行刑裁判所によって言い渡される措置で、受刑者に付与された刑の執行の軽減(刑期の短縮)に対応する期間、社会内司法監督と同様の措置に服することを内容としている(刑訴法第七三二―二九条以下)。

(4) 移動型電子監視は、社会内司法監督に含まれる措置の一つとして、二〇〇五年に導入された(刑法第一三二―三六―九条以下、刑訴法第七六一―〇条以下)。

(5) 二〇〇八年二月二十五日の法律に関しては、以下で引用する文献の他、ALVAREZ, Josefina, *Prison et récidive* — Chronique de recherche sur les apports de la socio-démographie pénale au débat sur l'infraction carcérale et la récidive, RSC, 2008, pp.667 et ss.; BOULOC, Bernard, *Droit pénal général*, 21<sup>e</sup> éd., 2009, pp.489-490; BOULOC, Bernard, MATSOPPOULOU, Haritini, *Droit pénal général et procédure pénale*, 17<sup>e</sup> éd., 2009, p.578; LACROIX, C., *Rétention de sûreté: le consensus des deux assemblées*, D, 2008, pp.404-405, 参照。

(9) *Décision n° 2008-562 DC du 21 février 2008: loi relative à la rétention de sûreté et à la déclaration d'irresponsabilité pénale pour cause de trouble mental*, JO du 26 fév. 2008, pp.3272 et ss.; *Gaz. Pal.*, 27-28 fév. 2008, pp.7 et ss.

(10) 同法をめぐり憲法院の判断については、BONFILS, Philippe, *Loi n° 2008-174 du 25 février 2008 relative à la rétention de sûreté et à la déclaration d'irresponsabilité pénale pour cause de trouble mental*, RSC, 2008, pp.401-403; JAN, Pascal, *Le Président, le Conseil et la Cour, une histoire de Palais de mauvais goût*, AJDA, 2008, pp.714 et ss.; LAZERGES, Christine, *La rétention de sûreté: le malaise du Conseil constitutionnel*, RSC, 2008, pp.731 et ss.; MATHIEU, Bertrand, *La non-rétroactivité en matière de rétention de sûreté: exigence constitutionnelle ou conventionnelle? À propos de la décision n° 2008-562 DC du Conseil constitutionnel*, JCP, 2008, pp.165-167, 参照。なお、保安監置の憲法適合性、条約適合性については、ROUJOU de BOUBÉF, Gabriel, *Les rétentions de sûreté*, D, 2008, p.464, 以下の述べている。「監置は、憲法第六六条に従って、個人の自由の擁護者たる司法官憲によつて宣告される。監置は、それが場合によつてはありうることを予告しなければならぬ有罪判決を前提としており、刑事に関して、自由剝奪は、有罪判決の後べしか

命じられえないとするヨーロッパ条約第五条に適合している」と。これに対しては、完全かつ潜在的に無制限の拘禁は、恣意性を承認することに帰すのではないかの批判がある (MAYAUD, Yves, La mesure de sûreté après la décision du Conseil constitutionnel, n° 2008-562 DC du 21 février 2008, D, 2008, p.1365)。その他、ヨーロッパ人権条約の観点から保安監置の適合性を検討するものとして、ROETS, Damien, La rétention de sûreté à l'aune du droit européen des droits de l'homme, D, 2008, pp.1840 et ss. 参照。フランス憲法第六六条「①何人も恣意的に拘禁されない。②司法官憲は、個人の自由の擁護者であり、法律によって定められた条件において、この原理の尊重を保証する。」ヨーロッパ人権条約第五条 (自由及び安全についての権利) 「①何人も、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、次の場合において、かつ、法律で定める手続に基づく場合を除く他、その自由を奪われない。(a) 権原のある裁判所による有罪判決の後の人の合法的な抑留。」

(8) 保安監置制度に関しては、以下で引用する文献の他、DEBOUE, Frédéric, FALLETTI, François, JANVILLE, Thomas, Précis de droit pénal et de procédure pénale, 3<sup>e</sup> éd., 2010, pp.311-312 も参照。

(9) 保安処分学際的委員会は、控訴院裁判長、州知事、行刑局州際局長、精神医学者、心理学者、被害者支援団体の

代表、理事会構成員である弁護士によって構成される (刑訴法第 R 六一八条)。

(10) 当初は一年であったが、二〇一〇年の改正 (Loi n° 2010-242) で二年に延長された。

(11) PRADEL, Jean, Une double révolution en droit pénal français avec la loi du 25 février 2008 sur les criminels dangereux, D, 2008, p.1012.

(12) GAUTRONによれば、近時の犯罪対策プログラムは、徐々に、一九世紀の実証主義者によって推奨された社会防衛戦略に依拠しつつあり、その何よりの証左が保安監置であると考えられる (GAUTRON, Virginie, De la société de surveillance à la rétention de sûreté, Étapes, faux-semblants, impasses et fuites en avant, AJ Pénal, 2009, p. 55)。

(13) PRADEL, op.cit. (note 11), p.1006.

(14) LAVIELLE, Bruno, Une peine infinie, livres propos sur la rétention de sûreté, Gaz. Pal., 2-4 mars 2008, pp.3-4 参照。

(15) DANET, Jean, La rétention de sûreté au prisme de la politique criminelle: une première approche, Gaz. Pal., 2-4 mars 2008, p.12.

(16) HERZOG-EVANS, Martine, La loi n° 2008-174 du 25 février 2008 ou la mise à mort des «principes cardinaux» de notre droit, AJ Pénal, 2008, p.164.

- (17) HERZOG-EVANS, op.cit. (note 16), p.162.
- (18) MBANZOULOU, Paul, La dangerosité des détenus. Un concept flou aux conséquences bien visibles: le PSEM et la rétention de stréfé, AJ Pénal, 2008, p.175.
- (19) DANET, op.cit. (note 15), p.12; DANET 氏「蓋然性は蓋然性だ」とする (Ibid.)。
- (20) BONFILS, op.cit. (note 7), p.396. なお、HERZOG-EVANS, op.cit. (note 16), p.169 参照。
- (21) LAVIELLE, op.cit. (note 14), p.4. なお、LAVIELLE は「見事な手品によって、真の終身の刑罰は、今後、推測に依拠することになるであろう」とする (LAVIELLE, op.cit. (note 14), p.5)。
- (22) MAYAUD, op.cit. (note 7), p.1364.
- (23) LAVIELLE, op.cit. (note 14), p.2 参照。
- (24) DANET, op.cit. (note 15), p.10.
- (25) LAVIELLE, op.cit. (note 14), p.3 は「保安監置の刑罰性について、刑罰を受ける者の側から見れば、刑罰と保安処分といった細かい区別はほとんどの者の念頭になく、刑罰に付随した自由の剥奪は、法律上は保安処分とされうるとしても、必然的に刑罰的性質を有しているとする。
- (26) LAVIELLE, op.cit. (note 14), p.8.
- (27) MAYAUD, op.cit. (note 7), p.1366.
- (28) DANET, op.cit. (note 15), p.29.
- (29) LAVIELLE, op.cit. (note 14), p.5 は「保安監置地方裁判所及び保安監置中央裁判所という名称が、二〇〇〇年から二〇〇四年まで存在した仮釈放地方裁判所及び仮釈放中央裁判所を想起させるとする。
- (30) HERZOG-EVANS は「ある保安処分から他の保安処分へ、また、ある刑罰からある保安処分への移行の増加、処分の交雑による容易に解けない縛れが複雑性を生じさせているとする (HERZOG-EVANS, op.cit. (note 16), p.167)」。また、LAVIELLE, op.cit. (note 14), pp.7-8 参照。
- (31) 刑訴法第七〇六・五三・一三条第四項は「社会的・医療的・司法的保安センターへの収容における医療的、社会的、心理的ケア提供の目的を」「この措置の終了を可能にするため」としている。この点、HERZOG-EVANS, op.cit. (note 16), p.168 は「いわば、自由剥奪の目的は、主としてこの自由剥奪を終わらせることであるといっているも同然である」とする。
- (32) その他、保安監置の終局決定から三ヶ月後でないとして保安監置終了の申立ができないとする刑訴法第七〇六・五三・一七条第一項に合理的根拠はなく、保安監置終了の申立は常時可能であるべきとする批判もある (LAVIELLE, op.cit. (note 14), p.6)。
- (33) PRADEL, op.cit. (note 11), p.1005.
- (34) LAVIELLE によれば「立法者及び憲法院は」「意思はその性質上自由であり、それ故、決して強制されえない」という Descartes の見解を熟考することができたはずであ

り、また、彼らは、明らかに我々の基本的諸原理に反する、間違いない我々に無限の刑罰をもたらすことになる立法を回避することもできたはずであるとされる (LAVIELLE, op.cit. (note 14), p.9)。

(35) 従来フランスにおける触法精神障害者処遇に関しては、近藤和哉「フランスの刑事裁判と精神医療」町野朔編『精神医療と心神喪失者等医療観察法』(二〇〇四年)三九四頁以下、及び、田口寿子「フランスにおける触法精神障害者処遇システムの現状と問題点」前掲書四一八頁以下参照。

(36) 触法精神障害者に対する司法機関による強制入院命令に関しては、BENALCÁZAR, Sébastien de, L'hospitalisation d'office prononcée par un juge, Regards critiques sur la loi du 25 février 2008, Gaz. Pal., 3-4 avril 2009, pp.9 et ss.; BONFILS, op.cit. (note 7), pp. 392 et ss.; MATSOPPOULOU, Haritini, Procédure et décisions d'irresponsabilité pénale pour cause de trouble mental, J-CI procédure pénale, Art.706-119 à 706-140, 2008, fasc.20; MICHAUD-NÉRARD, Thierry, Le problème de l'irresponsabilité pénale des malades mentaux "Déclarés déments", Gaz. Pal., 28-30 juin 2009, pp.2 et ss. 参照。

(37) PRADEL, op.cit. (note 11), p.1011.

(38) BONFILS, op.cit. (note 7), p.400.

(39) BONFILS, op.cit. (note 7), p.398.

(40) BONFILS, op.cit. (note 7), p.400.

(41) LAVIELLE, op.cit. (note 14), p.4.

(42) GAUTRON, op.cit. (note 12), p.57.

【資料】フランス刑事訴訟法典に新設された、「保安監置及び保安監視」並びに「精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に際して命じられる保安処分」の各章の規定を参考資料として掲げる。

・フランス刑事訴訟法典(二〇一〇年十一月一日現在)

第四部第一九編第三章「保安監置及び保安監視」

第七〇六―五二―三條 ①刑の執行終了時に行われる対象者の状況の再調査によって、対象者が、人格の重大な障害を被っているために、累犯の非常に高い蓋然性によって特徴づけられる特別な危険性を呈していることが証明される場合、例外的に、その者は、未成年者を被害者とする、謀殺、故殺、拷問、野蛮行為、強姦、略取、または、監禁の重罪につき一五年以上の懲役に有罪判決を受けたという条件の下、この刑の終了後、本章によって規定された態様に従って、保安監置の対象となりうる。

②第二二―一―二條、第二二―一―三條、第二二―一―四條、第二二―一―二―一―條、第二二―一―三―條、第二二―一―四―條、第二二―一―五―條、第二二―一―二―一―六―條、第二二―一―二―四―條、第二二―一―二―五―條、第二二―一―二―

六条、第二二四二条、第二二四三条及び第二二四五二条によつて規定された、成人を被害者とする、謀殺、加重的故殺、加重的拷問、加重的野蛮行為、加重的強姦、加重的略取、もしくは、加重的監禁の重罪についても前項と同様であり、または、累犯で、故殺、拷問、野蛮行為、強姦、略取、もしくは、監禁の重罪が犯された場合も前項と同様である。

③しかしながら、保安監置は、重罪法院が有罪判決において明文でもつて、その者が刑の終了時に、場合によってはありうる保安監置のために対象者の状況の再調査の対象となりうる旨を規定した場合のみ宣告される。

④保安監置とは、対象者の社会的医療的司法的保安センターへの収容であり、そこでは、対象者に、この措置の終了を可能にするための医療的、社会的、心理的ケアが常時提供される。

第七〇六五三二条 ①第七〇六五三一一条に挙げられた人の状況は、釈放のために定められた期日の遅くとも一年前に、その者の危険性を評価するため、第七六三二〇条によつて定められた保安処分学際的委員会によつて調査される。

②このため、委員会は、少なくとも六週間、被收容者の観察の任務を負った専門の部に対象者を收容するよう請求する。ここでは、二人の鑑定人によつて実施された医学鑑定とともに危険の学際的評価を行うものとする。

③有罪判決を受けた者に特別な危険性があると判断する場合、委員会は、以下の場合、理由を付した意見によつて、有罪判決

を受けた者が保安監置の対象になることを提案しうる。

1 性的または暴力的犯罪者全国データベースへの登録から生じる義務、並びに、社会内司法監督または司法監視の枠内で宣告されうる、治療命令または移動型電子監視から生じる義務が、第七〇六五三一一条に挙げられた重罪の実行を予防するのに不十分と思料される場合で、かつ、2 この監置が、その蓋然性が非常に高い上記犯罪の実行を回避する唯一の手段を構成する場合。

④委員会は、同様に、刑の執行中、有罪判決を受けた者が、自己の人格障害に適合した医学的、社会的、心理的ケアから実際に恩恵を受ける準備を整えていたかを確認する。

⑤保安監置の条件は充足しないが、それにもかかわらず有罪判決を受けた者が危険であると思料する場合、委員会は、刑罰適用判事が司法監視の可能性を評価するため、刑罰適用判事に一件書類を送付する。

第七〇六五三一五条 ①保安監置の決定は、管轄地の保安監置地方裁判所によつて下される。この裁判所は、控訴院長によつて三年間につき指名された控訴院の裁判長一名と裁判官二名で構成される。

②このため、有罪判決を受けた者の釈放日の遅くとも三ヶ月前に、第七六三二〇条によつて定められた保安処分学際的委員会の提案に基づいて、検察官によつてこの裁判所に事件が係属される。この裁判所は、有罪判決を受けた者が要求する場合に



は公開で行われる、対審による審理の後、決定を下し、審理の間、有罪宣告を受けた者は私選弁護士または職権指名弁護人によって補佐される。有罪判決を受けた者には、再鑑定を請求する権利がある。

③保安監置地方裁判所は、刑の執行中、有罪判決を受けた者が、自己の人格障害に適合した医学的、社会的、心理的ケアから実際に恩恵を受ける準備を整えていたかを確認した後でしか保安監置を宣告することができない。

④保安監置の決定は、第七〇六―五三―一四条及び本条三項の規定に照らし、特に理由が付されなければならない。

⑤この決定は、有罪判決を受けた者の刑に続いて、直ちに執行される。

⑥この決定は、破毀院長長によって三年間につき指名された破毀院裁判官三名からなる、保安監置中央裁判所への上訴の対象となりうる。

⑦中央裁判所は、破棄申立の対象となりうる、理由を付された決定によって裁定を下す。

第七〇六―五三―一六条 ①保安監置の決定は、一年間につき有効である。

②保安監置は、保安処分学際的委員会の肯定的意見の後、第七〇六―五三―一五条によって定められた状態に従って、第七〇六―五三―一四条によって定められた条件が常に充足される限りで、同一の期間につき、更新されうる。

第七〇六―五三―一七条 ①保安監置の終局決定から三ヶ月経過後、保安監置に付された者は、保安監置地方裁判所にこの措置の終了を請求することができる。この裁判所が請求の受理から三ヶ月の期間内に決定を下さなかった場合、監置は自動的に終了する。請求棄却の場合、他のいかなる請求も三ヶ月経過前には提出しえない。

②この裁判所の決定は、第七〇六―五三―一五条に規定された上訴の対象となりうる。

第七〇六―五三―一八条 保安監置地方裁判所は、第七〇六―五三―一四条によって定められた条件がもはや充足されない場合、直ちに保安監置が終了する旨、職権で命令する。

第七〇六―五三―一九条 ①保安監置が延長されない場合、または、第七〇六―五三―一七条もしくは第七〇六―五三―一八条の適用において保安監置が終了する場合で、かつ、対象者が第七〇六―五三―一三条で挙げられた犯罪を行う危険を呈している場合、保安監置地方裁判所は、同一の決定で、対象者が私選弁護士または職権指名弁護士によって補佐された対審による審理の後、対象者を二年間保安監視下に置くことができる。保安監視は、第七二―三―一〇条に挙げられた司法監視の枠内で定められた義務、とりわけ、公衆衛生法第七二―一―一条ないし第七二―一―一五条によって規定される治療命令、並びに、本法第七六

三二二条及び第七六三二一条によって規定される条件の下での移動型電子監視と同様の義務を含む。保安監視は、第七〇六一五三二一条に規定された上訴の対象となりうる。保安監視の解除は、第七〇六一五三二一条に定められた態様に従って請求される。

②前項の第一文に挙げられた期間の後、保安監視は、同一の条件において、かつ、同一の期間、更新される。

③対象者による義務違反によって、第七〇六一五三二一条で挙げられた犯罪の一つを改めて実行する非常に高い蓋然性によって特徴づけられる特別な危険を改めて示していることが明らかになる場合、地方裁判所の長は、緊急の場合、社会的医療的司法的保安センターへの仮収容を命じることができる。この収容は、遅くとも三ヶ月以内に、保安処分学際的委員会の肯定的な意見の後、第七〇六一五三二一条に従って判断する地方裁判所によって承認されなければならない。承認がなければ、監置は自動的に終了する。承認の決定は、第七〇六一五三二一条によって規定された上訴の対象となりうる。

④前項に規定される社会的医療的司法的保安センターへの収容は、保安監視の義務の強化が第七〇六一五三二一条に挙げられた犯罪の実行を予防するのに不十分と思考されるという条件の下でのみ命じられる。

⑤保安監置地方裁判所の長は、保安監視下に置かれる者に、移動型電子監視は同意なくして実施されえないが、同意がない場合、または、対象者が義務に違反する場合には、社会的医療的

司法的保安センターへの収容が前二項に規定された条件において命じられることを告知する。

⑥治療命令の枠内で、主治医によって処方され、対象者に提示された治療の開始または受診を拒否する行為は、保安監視下にある者による義務の不遵守を構成し、これは、第三項によって定められた条件において保安監置を正当化しうる。保安監視下にある者による義務違反の場合、第七二二一六三条が適用される。刑罰適用判事、または、緊急の場合でかつ刑罰適用判事もしくはこれに代わる管轄地の裁判官の職務執行障害の場合には、共和国検事が、場合によっては保安監置地方裁判所の長の前に出頭させられるように、第七二二一七条に従って、対象者に対して、逮捕状または勾引状を発付できる。この長によって下される監置決定の場合、対象者は、対象者の指導に厳格に必要な期間、社会的医療的司法的保安センターに留置される。

第七〇六一五三二〇条 ①本章の規定は、仮釈放の恩恵を受ける者には適用されない。但し、この措置が取消の対象となった場合は除く。

②保安監置が社会内司法監督の言渡しを受けた者に対して命じられる場合、社会内司法監督は、有罪判決によって定められた期間について、監置が終了した日から適用される。

第七〇六一五三二二条 ①保安監置及び保安監視は、それらの執行中に下されるあらゆる拘禁によって中断される。

②拘禁が六ヶ月を超える場合、保安監置または保安監視の再開は、拘禁の終了後遅くとも三ヶ月以内に、保安監置地方裁判所によって承認されなければならず、承認がなければ、当該措置は自動的に終了する。

第七〇六―五三―二二条 ①本章の適用条件及び適用態様は、コンセイエ・データのデクレで定める。

②雇用、教育、職業訓練、面会、通信、信仰の実践、同伴付外出許可または移動型電子監視に関するものを含む、社会的医療的司法的保安センターに収容された者の権利が行使される条件は、このデクレが定める。このデクレがこれらの権利の行使にもたらしうる制限は、公の秩序の要請に厳密に必要なものである。

③第七〇六―五三―一五条第一項によって規定された地方裁判所が置かれる控訴院のリスト及びその場所的管轄は、法務大臣の命令によって定められる。

第四部第二七編第三章「精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に際して命じられる保安処分」

第七〇六―一三―五五条 公衆衛生法第L三二―三―一一条及び第L三二―一―七条の適用を妨げることなく、重罪公訴部または判決裁判所は、精神障害を理由とする刑事無答責を宣告する判決を下す際、一件書類に記載された精神鑑定によって、対象者の精

神障害が治療を要し、その障害が人々の安全を危険にさらすか、または、公の秩序を重大に侵害することが証明される場合には、理由を付した決定によって、対象者に同法第L三二―二―一一条所定の施設への強制入院を命じることができる。この決定は、県においては国家の代表者 (representant de l'Etat) 、また、パリにおいては警視総監 (Préfet de police) に直ちに通知される。この入院制度は、同法第L三二―一―一一条の適用において命じられる入院を対象とした制度であり、同条二項が適用される入院を対象とした制度である。同法第L三二―一―八条が同様に適用される。

第七〇六―一三―六条 ①重罪公訴部または判決裁判所が精神障害を理由とした刑事無答責を宣告する判決を下す場合、当該裁判所は、軽罪に関しては一〇年、なされた行為が重罪または一〇年の拘禁刑に処される軽罪を構成する場合は二〇年を超えない範囲で、当該裁判所が定めた期間、対象者に以下の保安処分を命じることができる。

1 当該犯罪の被害者との接触禁止、または、特定の人もしくは人的カテゴリー、特に、未成年者との接触禁止、2 特定の場所すべてへの立入禁止、3 武器の保持または携帯禁止、4 特に指定された職業的もしくはは無償の活動で、その実行においてもしくはその機会において犯罪が実行された活動、または、未成年者との日常的接触を含んだ活動の実行禁止、但し、この活動の実行が対象者に適していることを宣言する精神医学的試

験の対象にならない場合に限る、5 運転免許の停止、6 新たな免許の交付申請禁止を伴う、運転免許の取消。

②精神鑑定の後でしか宣告されえないこれらの禁止は、その者が対象となりうる治療の障害となつてはならない。

③公衆衛生法第L三二一三一条及び第L三二一三七条の適用において病院に収容される場合、その者が対象となる禁止は、収容期間中適用され、この収容から解放された後、決定によつて定められた期間中継続される。

第七〇六一三七条 第七〇六一三六条の適用において宣告された禁止の対象となる者は、病院施設の所在地または住所地の自由・拘禁判事に、禁止の修正または解除を請求することができる。自由・拘禁判事は、審問され、または、正式に召喚された、検察官、請求人またはその弁護人の申立について、評議部において決定を下す。自由・拘禁判事は、あらかじめ被害者の意見を求めることができる。措置の解除は、精神鑑定の結果を見た上でなければ決定されえない。請求を棄却する場合、いかなる請求も六ヶ月経過後でなければ提出できない。

第七〇六一三八条 ①第七〇六一三六条第一項第一号に規定された禁止が宣告される場合、私訴原告人は、公衆衛生法第L三二一三一条及び第L三二一三七条の適用において対象となりうる者の強制入院の解除について、共和国検事によって通知されるよう請求することができる。

②私訴原告人は、何時でも、共和国検事に対して、この請求を放棄する旨を告知することができる。

第七〇六一三九条 第七〇六一三六条によつて規定された禁止を対象者が無視した場合、刑法第一二二一条第一項の規定の留保の下、二年の拘禁刑及び三〇〇〇ユーロの罰金で処罰される。

第七〇六一四〇条 本章の適用態様は、デクレで定める。